

インド国家 IPR 政策(第一案)に関する意見

一般社団法人日本知的財産協会

当協会としましては、インドにおける「インド国家 IPR 政策(第一案)」について、以下の通りコメントします。

Objective 1: IP Awareness and Promotion

JIPA は、インド全体において知財啓発と推進を行なうインド政府の方針を歓迎します。インド政府が、インド国民の知的財産への意識を向上させることにより、インドにおいて知財の価値の重要性が認識されると共に他人の知的財産権を尊重する風土が醸成されると思います。知財意識の向上によって正当な権利なくしては第三者実施できないことが当然のような風土となれば、インド企業だけでなく外国企業によってもインド国内での R&D が大いに活発化され、知的財産の創造・保護・活用のサイクルも循環し、インド発のイノベーションが数多く創造されるでしょう。

また、このような素晴らしいプログラムは、これから知財意識を向上させようという国々の模範となりえるものであり、プログラムの体系作りから実行方法、周知方法等について情報公開されることを望みます。

Objective 2: Creation of IP

JIPA は、知的財産の創造と成長を振興するインド政府の方針を歓迎します。我々は実用新案法の新法制定について要望があります。実用新案法の制定にあたっては、方式審査のみで登録とする場合、出願人が権利行使時には日本の実用新案制度に定められている技術評価書(特許庁による新規性及び進歩性の判断を行うための実体審査)を義務付けることを強く希望する。なぜならば、新規性及び進歩性が判断されていない無審査の実用新案権に対し、事業者は交渉や侵害訴訟で自己の見解を明かにすることが求められてしまうことになる。また、権利者による権利濫用も懸念され、インド国内の産業育成の前に、多くの事業者の事業リスク増大に招くことになる可能性も否定できないからである。

Objective 3: Legal and Legislative Framework

JIPA として、インドにおける投資や技術革新を促進する上で、法改正の推進を積極的に支援します。特に制度改正を要望する条項としては以下の3つです。

<実施報告書の提出義務>

毎年実施状況を確認して実施報告書を提出するのに必要な情報を準備すること、及びその提出を代理人に依頼する際の費用を負担することは、特許件数の多い特許権者及び実施権者にとっては過度の負担を強いるものです。この負担は外国企業に限らず、インドの権利者にとっても同じです。従いまして、我々は実施報告書の提出に関する負担の軽減を希望します。

<外国出願に関する情報の提出義務>

当該規定に従って情報を開示しなかった場合、異議申し立てや特許取り消し等の申立理由になるという厳しい罰則があるのに対して、出願人には審査の負荷軽減に寄与しない出願の情報や、審査官が入手可能な情報の提出まで提出することが求められております。従いまして、出願人にとって過度な負担とならないような合理的な規定にさせていただくことを要望します。

<アクセプタンス期間>

今後、特許出願件数の増加が予想され、拒絶理由通知の発行数も増加することが予想されます。これにより、最初の拒絶理由通知に対する出願人の応答の遅れ、また、出願人の応答に対する審査の遅れの発生が懸念されます。これにより、アクセプタンス期間を超えてしまう出願が多く発生する可能性があります。そこで、制度の廃止、もしくは審査遅延分のアクセプタンス期間及び権利期間の延長を要望します。

Objective 4: IP Administration and Management

JIPAとして、IPOsの組織、管理等の強化によって、特許権者および実施権者にユーザーメリットがもたらされることを歓迎します。インドに進出する日本企業の数も年々増加しており、インドに出願されている特許に対する侵害回避のための調査は重要性を増しています。特に検索機能については不十分でインドにどのような特許が存在するのかを網羅的に調査することが困難です。従いまして、定期的に特許情報の電子データを作成し、DOCDBや商用DB作成機関への情報提供を行っていただくことを希望いたします。また、過去の未収録データについても提供していただくことを希望します。

現在、特許においては4つの支局、商標においては5つの支局で審査登録業務を行っておりますが、各支局間で統一的な運用が行われていないため、審査の精度、スピード等に差異がみられます。出願人としては、これらの状況を勘案して出願官庁を選択する傾向があるため、さらに支局間でのバラツキを増長させる要因となっております。従いまして、特許、商標において、それぞれ受理官庁の1本化を要望します。

また、滞貨の解消に関しまして、我々は早期審査制度の導入を希望します。特許出願の中には出願人にとって早期に権利を求める発明とそうではない発明があります。ライフサイクルが早い技術においては、権利を取得する前にその技術が陳腐化してしまう可能性があります。また、侵害品を排除するために早く権利を求める場合もあります。一方で、製品化の目途が立たない技術に関する発明などは、ライセンスする等の活用予定が無ければ早期に権利を求めないことがあります。早期に権利にしてしまうと、特許を維持するための費用が増えるためです。

現状の審査制度では、特に早期の権利化が望まれていない様な多くの特許出願の審査を待つことで、早期権利化が必要な特許出願の審査が遅れてしまう仕組みになってしまっています。また権利が早期に必要な発明は審査が優先されることでより知財制度が活用されるようになります。この事情は日本企業に限るものではないので、早期審査制度の導入はインド企業の成長を促進することにもなります。また、外国企業にとっては実施予定の特許を早期

に確保できれば、計画的にインドへの進出や投資が可能になります。

更に、滞貨の解消のため、特許審査ハイウェイ制度の採用を希望します。特許審査ハイウェイは、出願人においては、海外での早期権利化を容易にする制度ですが、各国特許庁においては、第1庁の先行技術調査と審査結果を利用性することで第2庁での審査の負担を軽減し質の向上を図ることを目的とするものです。すなわち、第1庁で特許可能と判断された発明を第2庁にも出願していた場合、出願人の申請により、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みです。この枠組みは、出願が複数の国・地域に継続していた場合、第1庁と固定せず審査が早く行われた審査庁の先行技術調査と審査結果を他の審査庁が利用できる“MOTTAINAI-PPH”へ拡大しており、このスキームであれば、グローバル出願を目指すインドのグローバル企業(出願人)にも利用できますし、貴庁の審査の負担も軽減できます。

Objective 5: Commercialization of IP

JIPA としては、インド国内において知財創出の意識を高める方針について大きく期待します。また、適切な評価に基づいてIPを流通させることで技術を移転させ、産業の発展を促進させる施策を歓迎します。IP の流通と商業化のためには、DBを強化し、知財情報へアクセスしやすくすることが重要です。ライセンス、ライセンサー、流通仲介者、投資家、市場分析をする者等の流通に関わる者が自分の求めるIPを容易に探すことができるようにする必要があります。そこで、DBの内容や検索機能を充実させ、DBのユーザーにとって検索しやすく強化することが大事です。現状の ipairs2 ではそれが困難です。例えば、ユーザーが求めるIPであるかどうかを正確に確認するためには、検索候補の画面から明細書の全体に簡単にアクセスできるようにする必要があります。さらに、より高度な検索条件を設定できる方が好ましいです。他にも、DOCDB へのデータ提供、インドの特許情報にアクセスしやすくするため特許のDBを公開し、民間業者が検索システムを構築できる仕組みを支援することも流通と商業化の促進には必要です。

Objective 6: Enforcement and Adjudication

JIPA は、エンフォースメント強化や IP 紛争の解決を迅速化する方針を歓迎します。特に、IPAB を5支部全てに設置することや、財務やメンバーの選定について自治権を持たせることにより、IPAB の放棄・異議のバックログが減少することを期待します。5つの IPAB を置くことで、従前のように巡回する必要がなくなり、出願人にとってヒアリングの調整がし易くなることを期待します。また、4つの高裁に特許専門局を置く点も特許関連訴訟の迅速な決着を図る上では有効であると考えます。一方で、高裁特許専門局とIPABの役割分担や連携体制の明確化を要望するとともに、5つのIPABのバラツキを抑制するための施策を希望します。

IPリスペクト文化の醸成に関して、JIPA は今までに日本国内でそのような文化を醸成してきたのでその知見をシェアすることが可能です。

Objective 7: Human Capital Development

JIPA としては、知的財産を支える人材を育成するインド政府の方針を歓迎します。日本においても人材育成は長年取り組んできた課題です。

知的財産は法律家だけのものではありません。制度を利用する企業とそこで働くマネージャーや技術者に広く知的財産の知識が浸透し、企業の資産として活用することが重要です。そのため、ユーザーとして幅広くサポートできる仕組みを作ることを望みます。

JIPA は日本において国内最大の知的財産教育の仕組みを保有しています。2013 年度には 14670 名が参加しています。JIPA 会員企業の講師が、他の会員企業のメンバーに教えるエコシステムにより、成功している教育システムです。

日本においては国家資格として知的財産管理技能士があります。この他にも知的財産に関する能力レベルを設定して評価する方法も開発されています。そのようなマイルストーンを設けることもインド全体の知財人材を育成するためには重要と考えます。

知的財産制度のユーザーに関する仕組みの構築について JIPA は喜んでインド政府に協力します。

COORDINATION, IMPLEMENTATION, BENCHMARKING, MONITORING AND EVALUATION OF THE IP POLICY

インドが国家のハイレベルで協調するために、省庁を横断して知財方針を策定する組織を作ることを望みます。日本においては内閣に知的財産戦略本部があり、政府関係者だけでなく、法律家、学术界、産業界の人がメンバーとなり、国の方針を策定している。また方針の策定においては、コメントを広く受け付け、方針策定の議論は世の中に広く公開されている。これによりステークホルダーのバランスをとった政策が実現しています。

また、産業界の意見を取りまとめる組織がインドには必要です。日本では JIPA がその役割を担っており、JIPA の存在により産業界の意見を速やかに集めることが可能となっています。

全体を通して

JIPA はインドがこのような知財方針を明確にし、この政策が意図する国家の実現を期待しています。インドにとってこの政策の実現は大きなチャレンジであると JIPA は認識しています。この政策の実現には時間と人的リソース、内外国との連携が必要です。Objective で記載されている政策を実現するための具体的なアクションアイテムを設定し、実現のための期限やロードマップを提示することを JIPA は要望します。

以上